

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0780)

HP版議事録

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和3年10月19日 非公開

開催日時	令和3年10月19日	13時30分～14時23分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。
事務局	それではただ今から、第2回目の電気機械器具製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。 議事進行につきましては、████部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。

部会長	<p>■でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金の審議に入りますその前に、事務局から説明がありますので、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあるうかと存じまして別室を用意してございます。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ただ今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ご質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたします。</p>
	<p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p>
	<p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示をいただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p>
	<p>全会一致でとりまとめができますよう、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側の■でございます。私より発言をさせていただきます。</p>
	<p>この特定最賃は、公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完の役割と、産業の発展においても重要な役割を担っていると思っております。</p>
	<p>併せて、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットであり、私たちが属する電気機械器具製造業の魅力の向上を図るためにも、引上げは必要だと認識しております。</p>
	<p>また、特定最賃は、労使のイニシアティブにより決めていくものだと認識しているとともに、労使交渉の機会のない基幹的労働者</p>

	<p>の処遇改善や、正規と非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも、重要な取組みと考えております。</p> <p>具体的な金額要求ですが、2020闘争における金属労協の企業内最低賃金の試算では、2022年頃に全国加重平均が1,000円程度になることが見込まれております。</p> <p>また、これに抵触しない水準として、月額177,000円、時間あたり1,100円程度になることを中期目標とし、この達成を目指して計画的に取り組んでいるところであります。</p> <p>これらを踏まえ、今年度、来年度の2年で1,000円の到達目標として、現在の910円との差額90円を、2年かけて引き上げる考え方から、「45円」の要求をさせていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他に労働者側からご意見ございますか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の█████でございます。</p> <p>ただいま、「45円」という過大な要求をいただきました。</p> <p>私ども使用者側は、従来より申し上げておりますように、特定最賃は必要ないというのが基本的な見解でございます。</p> <p>尚且つ、今般の経済環境・経営環境をみますと、とても最低賃金を引き上げるような状況にはないというのが、私どもの認識でございます。</p> <p>したがいまして、恐縮ではございますけれども、据え置き、「0円」ということを、私どもは回答したいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を、ただいま確認させていただきます。労働者側委員からは引上げ額「45円」の提示がありました。</p> <p>これに対し、使用者側委員からは「0円」の提示がありました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、各ご意見はごもっともであります、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>

労働者委員	はい。ただいま大変厳しい「0円」という回答をいただきました。今年度、特定最賃の意向表明をした組織の中で、企業内最低賃金の最も低い組織の金額が952円でしたので、この金額まで引上げたいという考え方から、「42円」を要求させていただきます。
部会長	ありがとうございます。 使側委員からもご意見をお願いいたします。
使用者委員	はい。■でございます。 労側の過大な要求に対して、ついこちらも「0円」というようなことを言いましたけれども、少しずつ、やはりなんとかしなければならないな、ということはあります。 そこで、私どもとしては、これもやはり常に主張しております、いわゆる第4表の数字、これをベースに考えるということでございます。 今回、Cランクの第4表は0.5%ということでありました。 910円の最低賃金の0.5%、4.55円を切り捨てまして、「4円」ということで、ご検討をお願いしたいというように考えております。
部会長	はい。ありがとうございました。 労使双方のご意見を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「42円」の提示がありました。 これに対し、使用者側委員からは「4円」の提示でした。 まだ、お互いの示している額の開きが大きいようです。 もう一步踏み込んでの提案はできませんでしょうか。 労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。
労働者委員	はい。先ほどは、「4円」という回答をありがとうございます。 一番最初に、金属労協の企業内最低賃金を、2年かけて1,000円を目指したいと申し上げましたが、1年譲ってこれを3年かけて引き上げる考え方から、「30円」の要求をさせていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。ありがとうございました。 使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。
使用者委員	はい。「42円」から「30円」ということで、大幅な減額をしてい

	<p>ただいたということで、こちらも、昨年はちょっと例外と、コロナによる例外と考えて、それまでの4年間、割合高めの最低賃金が決まってきたわけであります。</p> <p>この4年間の平均が20円ということでございます。</p> <p>ですから、今回も「20円」ということで、ご検討いただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「30円」の提示がありましたが、使用者側委員からは「20円」の提示でした。</p> <p>まだ、お互いの示している額に開きがあります。</p> <p>さらに一步踏み込んでのご提案はできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。この特定最賃は、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットだと考えておりるので、今年度の地域別最賃28円にプラス1円の「29円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。では、これまで特定最賃で、一番金額として上げ額が大きかったのが、22円であります。今年は、地賃の目安も史上最高ということもありましたので、22円に1円をプラスして、「23円」ということで、ご検討をお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方から示された額につきまして、かなり近づいてきているところですが、さらに、もう一步、歩み寄ることはできないでしょうか。確認させていただきたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>やはり、この特定最賃は、地域別最賃より優位性のあるセーフティネットと考えております。</p> <p>これには、こだわりをもってみたいのですが、歩み寄って、地域別最賃と同額の、「28円」の要求をさせていただきます。</p>

部会長	はい。ありがとうございました。 使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。
使用者委員	<p>逆に私どもは、地域別最賃に特定最賃が吸収されるということを期待しております。</p> <p>したがいまして、少なくとも地賃の上げ幅より多くなるということは考えておりません。</p> <p>これまで、目安に対する、或いは地賃の引上げ額に対する特定の引上げ金額で、一番差が少なかったのが、マイナス4円、ですから、今年は地賃が28円ですから、そこからマイナス4円して、「24円」をお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ここまで労使双方からご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、示された額につきましては、近づいてきてはいるものの、まだ開きがあります。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものであります。</p> <p>この趣旨をお汲み取りいただいたうえで、もう一度、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。私ども労側の「28円」の要求に対して、先ほど使用者側から「24円」という回答をいただきました。</p> <p>このままでは合意に至ることは困難と考えますので、労使で協議する時間をいただきたいと思います。ご検討よろしくお願ひします。</p>
部会長	はい。ただいま労働者側委員から、労使による協議の申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
使用者委員	<p>はい。ここで少し、労使で議論させていただきたいなというのは、こちらも思うところでございます。</p> <p>是非、お認めいただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員の同意もありましたので、労使の協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の皆さん方がお戻り次第、再開いたします。</p>

【協議のため、休会】

部会長

協議お疲れさまでした。審議を再開いたします。
労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。

労働者委員

先ほどはお時間をいただき、ありがとうございました。
私より、労使協議の経過について、ご報告をさせていただきます。
まず労側「28円」、使側「24円」では合意ができませんので、私たち労側からは、先ほどからこだわっている、地域別最賃より優位性のある特定最賃を、地域別最賃以下の引上げとすることはあり得ないと考えておりましたが、労使のイニシアティブにより決定していくものであることから、歩み寄って「27円」を要求させていただきました。

これに対して使側は、これまで、歩み寄っての24円なので、「24円」は譲れないという回答でございました。

このままの平行線では、過去から築き上げてきた良好な労使関係による全会一致は見えないので、労側としても更に歩み寄って、「26円」を要求させていただきました。

これに対し使側からは、厳しい状況ではあるが、労側の意を汲んで、どうにか「25円」で合意いただきたいという回答がありました。

労側としては、決して納得できる金額ではありませんが、これまでの労使関係と、特定最賃は労使のイニシアティブで決定することでもありますので、使側からの最大の歩み寄りと判断し、「25円」で合意することを伝えました。

結果として、電気機械器具製造業特定最低賃金は、現行の910円から「25円」引き上げて、935円で労使合意に至ることができました。

経過については、以上となります。

部会長

ありがとうございました。

使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。私、█████でございます。

内容につきましては、今、█████委員の申されたとおりであります。

このような、特に地賃が28円上がったという状況での特定最賃

の審議ということ、なつかつ、各都道府県の状況をみましても、一桁のところもあれば、30円台のところもあればと、バラバラでございました。

そんな中、こちらも大変厳しい対応を迫られたわけですけれども、労側の皆さんも、誠実に、信頼関係の維持ということを大事にしていただいた結果、25円で合意していただいたということで、大変感謝しております。

どうもありがとうございました。

部会長

ありがとうございました。

ただいま、労働者側委員、使用者側委員からご発言がありました。その他の労使委員の方は、いかがでしょうか。

【特になし】

部会長

公益委員の方は、ご意見いかがでしょうか。

【特になし】

部会長

では、ご意見が出尽くしたようです。

まとめますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の910円から「25円」引上げ、時間額で935円とする、ということでおろしいでしょうか。

異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

部会長

各委員異議なしとのことですので、よって、全会一致で議決いたしましたことを確認いたしました。

ありがとうございました。

それでは、この後の手続について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

はい。この後の手続について、ご説明いたします。

全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うことになります。

つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。

部会長	<p>承知しました。 それでは、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
部会長	<p>会議を再開いたします。 事務局には、この報告書から、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）朗読】</p>
部会長	<p>委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会会长あて、報告することといたします。 続いて、答申文の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。 答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案）朗読】</p>
部会長	<p>委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきました。 この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	ありがとうございます。

	ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
	【部会長より基準部長へ答申文を手交】
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に、今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>ただいま、█部会長から令和3年度の電気機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月6日に質問をさせていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様には熱心なご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といしましては、この答申を踏まえまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいりますが、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定等につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>つきましては、4業種すべての専門部会において答申をいただいた後に、異議申出の公示をさせていただきます。</p>

	<p>異議申出があった場合は、11月16日（火）に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。</p> <p>なお、異議申出がなく、官報公示の手續が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>今後の予定について、今、説明をいただきました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること、また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいって12月29日となること、しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局のご説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様から何かございますか。
	【特になし】

部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議においては、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。
部会長	【異議なし】 非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これをもちまして、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でした。